

「町田市景観計画」改正等に係る

パブリックコメント実施結果

2023年12月

町田市都市づくり部地区街づくり課

「町田市景観計画」改正等に係るパブリックコメント実施概要

「町田市景観計画」の一部改定案と、これに伴う「町田市景観条例」の改正案、並びに、「(仮称)町田市屋外広告物条例」の制定案について、以下のとおり市民の皆さまのご意見を募集しました。

1 意見の募集期間

募集期間 2023年9月15日(金)から2023年10月16日(月)まで

2 意見募集の方法

◆ 以下の施設での資料閲覧・配布

地区街づくり課(市庁舎8階)、市政情報課、広聴課(市庁舎1階)、各市民センター、各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター

◆ 町田市公式ホームページに、パブリックコメント資料を掲載

◆ 「広報まちだ」(2023年9月1日号)にパブリックコメント実施予告を掲載

◆ 「広報まちだ」(2023年9月15日号)にパブリックコメント実施概要を掲載

3 寄せられたご意見の件数・内訳

電子メール、郵送等を通じて、7名の方から、14件のご意見をいただきました。ご意見の項目別の内訳は以下のとおりです。

A 届出制度に関するご意見	3件
B 景観重要建造物、樹木、公共施設に関するご意見	2件
C 町田市景観条例(改正案)に関するご意見	3件
D (仮称)町田市屋外広告物条例(案)に関するご意見	1件
E その他のご意見	5件

ご意見の概要とそれに対する市の考え方は、次ページ以降をご覧ください。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は項目ごとに整理し、要約して掲載しています。

<ご意見の要旨と市の考え方>

No.	ご意見の要旨	市の考え方
A. 届出制度に関するご意見		
1	<p>「みどり」の質について 改定案のあちこちに「みどりと連続する景観」といった表現が出てきます。これは、ただ緑でさえあればよい、というものではないと思います。私の行動範囲のなかだけでも、雑草が繁茂している空き地、手入れされていない小さな森、庭の樹木が茂りすぎている空き家が散見されます。街路樹も枝が増えすぎたり、雑草に覆われてしまっている例も多いです。</p> <p>長期的な視野にもとづいて、緑がイキイキと住宅地や市街地と共生する計画は立てられないでしょうか。草刈りや植栽については、住民の協力を得ることも可能かと思えます。まずは、どこかでモデルケースがつけるとよいです。</p> <p>緑の「質」についてもぜひ対策を講じていただきたく、お願い申し上げます。</p>	<p>今回の「町田市景観計画」の改定案は、道路等の公共空間から人の目線で見える景観づくりを大切に、みどりの配置や周辺との調和などの景観誘導を図り、ゆとりや潤いのある風景を目指して行うものです。</p> <p>景観法に基づく届出制度において、みどりの配置を始め、公共空間に接する位置にみどりを設ける、中高木によりオープンスペースに木陰をつくる等、「みどりの質」を高める基準を新たに設けて、景観誘導を図ることとしております。</p> <p>併せて、これまで公共事業に限って行ってきた景観事前協議を民間事業にも拡げ、街路樹をはじめ周辺のみどり環境を踏まえた景観誘導を図ってまいります。</p> <p>また、みどりの維持管理につきましては、「町田市住みよい街づくり条例」の活用により地域における維持管理の活動支援をするなど、運用の中で取り組んでまいります。</p>
2	<p>景観計画に規定される「景観形成誘導地区」については、多摩境通り・小野路宿通り・町田駅前通りの3地区だが、「住まい共生ゾーン」内において地域が要望するエリアに関して適切な指導のもとに「景観形成誘導地区」の指定を受ける仕組みが必要と考えます。</p>	<p>「景観形成誘導地区」については、地域住民の皆様からのご提案により指定することが可能です。</p> <p>また、指定に向けた支援については、「町田市住みよい街づくり条例」の活用により地域発意の活動を支援するなど運用の中で取り組んでまいります。</p>
3	<p>「6 届出（通知）を要する行為」（P55）の表ですが、工作物の設置等の項目で橋梁の欄が空白になっているのは不可解です。</p> <p>橋梁については、届出（通知）が不要でご随意に作って下さいというのは不適切では？とくに、モノレールの橋梁は十数メー</p>	<p>橋梁については、公共事業を想定しており、景観法に基づく届出対象行為とはしておりません。</p> <p>なお、公共事業につきましては、行政が率先して景観づくりを行うため「町田市公共事業景観形成指針」に基づき、景観づく</p>

	トルの高さがあり、景観上には非常に問題がある。	りの専門家の活用も図りながら、地域特性に応じた景観づくりを行っております。
B. 景観重要建造物、樹木、公共施設に関するご意見		
4	景観重要樹木の指定について 景観計画には、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針が記載されているが、景観重要公共施設指定に関する記述が見られるが、景観重要樹木指定に関する具体的な記述が見られない。地域の生活風景においては、地域が重要と考える樹木等の指定の方法や指定を受ける仕組みが必要です。景観重要樹木の指定（保護樹木を含む）を地域で取り組みやすい方法で考えてゆく必要があると考えます。	「景観重要樹木」の指定については、地域景観資源に登録したもの、又は所有者が指定を希望するものについて、「(仮称) 町田市街づくり景観審議会」の審議を経て指定する旨を改正案に示させていただきました。 また、指定に向けた支援として、「町田市住みよい街づくり条例」の活用により、地域の皆様の活動支援をするなど、運用の中で取り組んでまいります。
5	薬師池公園が「景観重要公共施設」に指定されながら、何故「芹ヶ谷公園」が入っていないのでしょうか。 また、モノレールが沢山の樹木を伐採して「芹ヶ谷公園」の中央 25m以上の高さで走る計画だということ容認しているのでしょうか。ここも景観破壊、自然破壊でしょう。	今回の「町田市景観計画」の改定では、「景観重要公共施設」の指定の見直しは行っておりません。 また、多摩都市モノレール町田方面延伸については、地域特性を踏まえたモノレール沿線の魅力ある景観づくりの実現を目指した景観形成の考え方を示しております。
C. 町田市景観条例（改正案）に関するご意見		
6	条例改正案の「市民推進員」の規定（第39条）を見ると、市長の意向に沿う人しか選ばれない形になっており、単なる上意下達のカモフラージュでしかありません。本来の趣旨を生かすならば、有権者名簿から無作為に選ぶとか、公募するとかの方式が望ましいと思います。	「(仮称) 景観づくり市民推進委員」の選定については、公募を予定しております。
7	「(仮称) 景観づくり市民推進委員」制度創設第39条について 市民の意見を積極的に聴く、というのは大切な一歩だと思います。ただ「景観条例(改正案)の解説」第39条2で「市長は前項の規定により登録された推進員が、心身の故障、その他規則で定める事由により良好	「(仮称) 景観づくり市民推進委員」は、市と協働して景観賞や景観学習など、市民や事業者の皆様の景観意識向上や啓発活動の取り組みなどを行う制度です。 また、「町田市景観条例」第39条第2項は、健康上の問題で活動が続けられない場合を始め、音信不通や、市外へ転出する場

	<p>な景観の形成の推進に質すると認められなくなったときは、その登録を解除することができる。」とあります。つまり「市の意向に沿わなかったら辞めてもらいますよ」という恐ろしい布石ともとれます。色々な反対意見にも耳を傾け公平な視点から十分な討議・審議なくして真に市民の信頼を得られるのでしょうか。</p>	<p>合、法令等に抵触する行為を行った際などを想定し、「(仮称)景観づくり市民推進委員」の登録を解除できる旨を定めております。</p>
8	<p>景観審議会と都市計画審議会が同一の審議会として機能することは賛成です</p> <p>*上記の「都市計画審議会」は、閲覧資料「町田市景観条例(改正案)の解説」P.8より、「街づくり審査会」を意図していると捉え、右記のとおり回答いたします。</p>	<p>「街づくり」「景観」「屋外広告物」分野を横断的、総合的に調査・審議する市の附属機関として、「(仮称)町田市街づくり景観審議会」を創設することといたしました。</p> <p>なお、これに伴い、現在の「町田市街づくり審査会」及び「町田市景観審議会」は、廃止いたします。</p>
D. (仮称)町田市屋外広告物条例(案)に関するご意見		
9	<p>屋外広告物について</p> <p>「屋外広告物条例」によって、町並みが美しくなることを期待しています。</p> <p>常日頃、徒歩でもバスや車に乗っていても、赤、黄、青などの派手な色や黒々した筆文字を使ったラーメン店や定食店、不動産店やカラオケ店の看板、巨大な顔のインプラントの看板などにうんざりしています。とくに街道沿いは、競争のように派手で大きな看板が林立しています。これらは「うるおいのある町並み」とほど遠いと思います。</p> <p>巨大な看板は、地震で倒れたりして人やクルマに危害を加える恐れがありますし、道路を塞いでしまっはたいへんです。ぜひ、大きさや設置位置、色使いに厳しい制限をもうけていただきたいと思います。</p>	<p>ご意見の内容を実現するために「(仮称)町田市屋外広告物条例」を制定し、建築物等と一体的に屋外広告物の景観誘導を図ってまいります。</p> <p>なお、看板の維持管理につきましては、東京都屋外広告物条例の規定を継承し、これまで通り、広告主等の責任により行うこととなります。</p>
E. その他		
10	<p>小野路宿通り</p> <p>この地区をどうするのか、資料ではわかり</p>	<p>小野路宿通りは、景観形成誘導地区に指定しており、地域の伝統的なまち並みを尊</p>

	<p>ませんでした。モノレール・ルートは小野路歴史環境保全地域の外周（当然視野に入る）を通る計画です。折角の風情ある街並みのすぐ向こうに空を遮るモノレール？この不調和を景観破壊と言わずして何といたのでしょうか。</p>	<p>重し、自然豊かな丘陵や、歴史的な景観と調和を図りながら、新しいものとも共存を図り、魅力ある景観を創出していくことを目指しております。</p> <p>多摩都市モノレール町田方面延伸については、地域特性を踏まえたモノレール沿線の魅力ある景観づくりの実現を目指した景観形成の考え方を示しております。</p>
11	<p>モノレールの存在は街の景観を損ねる。とりわけ「小野路宿通り」のような処には、全くそぐわない代物とを感じるが、そこにモノレールを通す計画にしている。その辺の整合性をどう考えているのか。</p> <p>芹ヶ谷公園との関係についても疑問の思った。何れにしても景観を大切にしたいとの改定・改正ならば、計画の変更も含めた運用がされるべきで、そうであれば、この改正等は大いに意味がある。賛同したい。</p>	<p>今回の「町田市景観計画」の改定は、良好な景観を守り育て、次世代に引き継いでいくために行うものです。</p> <p>町田市は、2022年3月に策定した市のまちづくりの方針となる「町田市都市づくりのマスタープラン」において、多摩都市モノレール町田方面延伸を多様な都市活動を支える軸となる「都市骨格軸」として位置づけ、今後の都市づくりを進めることとしております。</p>
12	<p>「都市づくりを先導する場所で、より魅力的な空間・景観を創る」について</p> <p>先ず「今後都市づくりの軸になる多摩都市モノレール沿線では……」とあるが何故、東京都による認可の可能性も不確かなモノレールを前提としたまちづくりをしなければならぬのか。</p> <p>そもそも地上 10m以上の高所を走り、市内約 780 本の橋脚を要するモノレールは、空間を遮り、周囲に馴染まず、市街地、住宅地、里山、あらゆる場所において、景観を破壊する最たるものではないか。この観点無くして、景観を良くするための施策とは一体何なのか。</p>	<p>多摩都市モノレール町田方面延伸について、今回の景観計画の改定においては、地域特性を踏まえたモノレール沿線の魅力ある景観づくりの実現を目指した景観形成の考え方を示しております。</p> <p>また、「小野路宿通り」や「芹ヶ谷公園」については、この景観形成の考え方に基づき、魅力ある景観づくりを推進してまいります。</p>
13	<p>小野路宿通りは、景観法に基づいて「景観重要公共施設」に指定されています。</p> <p>また、小野路宿通りの近くは、小野路歴史環境保全地域に指定されています。</p> <p>このような状況において、25メートルも</p>	

	<p>あるモノレールのコンクリート支柱が小野路宿周辺に建設されることは非常に残念です。</p> <p>従いまして、景観計画の以下の検討に関しましては、反対いたします。</p> <p>①多摩都市モノレールの導入空間となる道路を「景観重要公共施設(景観重要道路)」として指定を検討</p> <p>②多摩都市モノレール駅周辺における「景観形成誘導地区」の指定の検討</p>	
14	<p>小野路について、小野路歴史地域に指定されている里山にモノレール？どう考えてもおかしいです。</p>	